

行政権

行政権を考えるにあたって重要なのは、国民を通じた民主的コントロールを、いかに国会と連携して行政権(内閣)にも及ぼすかである。すなわち、行政権自体は直接的に選挙を通して国民の民主的コントロールが及んでいないから、国会との連携が重要となるのである。各論点が上記問題とどのように関連するのかを考えると理解の助けとなるだろう。

総論

(1)内閣の役割

そもそも、行政権は法治行政の下、権力濫用の危険が大きい。他方で、福祉主義実現機関として専門的・迅速的国政運用が要求される。

また、行政各部は議院内閣制の下法の執行(現実の執行)を担う機関である。

そこで限定的に、行政権の機能は①法の執行の指揮監督・行政各部の統括(65条・72条)、および②国務の総理(73条1号)等73条列举事項、であると解すべきである。

※通説は控除説(三権から立法権と司法権を控除したものが行政権)である。他方で、立法権についても政治的美称説(三権のうちどれに帰属するか不明な権利は国会に帰属する)が通説であるが、これもまた消極的理由づけである。三権のうち二権が消極的定義づけだと、具体的にそれぞれの権利の内容を確定しようがないという問題がある。そのため、控除説は採用すべきではない。

(2)公の支配(89条)

そもそも、公金の私的教育等への支出は、①公費濫用のおそれ②事業の自主性に対する公権力の干渉のおそれ③思想信条に対する中立性の保障を害するおそれを有するものである。

そこで、「公の支配」とは、公共の利益に沿わない事業の是正および公費濫用の防止が可能な程度の公権力の監督や関与で足りると解すべきである。